

(研究の中止又は期間の延長)

第7条 天災その他本共同研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合、甲及び乙はその責を負わないものとする。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第8条 前条の規定により本共同研究を中止した場合において、第4条の規定により納入された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に対して、不用となった額の範囲内でその全部又は一部について返還を請求することができる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 乙の都合により本共同研究を中止又は一部を取り消す場合は、甲は既納の研究経費を乙に返還しない。

(研究経費が不足した場合の処置)

第9条 甲は、納入された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに理由等を付して書面により乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議のうえ、不足する研究経費の負担の取り扱いを決定するものとする。

(研究成果の帰属等)

第10条 甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明が生じた場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明に係る権利の帰属を確認するものとする。

2 本共同研究の実施に伴い甲に属する研究担当者が単独で発明を行ったときは、当該発明に係る特許を受ける権利並びにこれに基づき取得される特許権(以下「特許権等」という。)は甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。

3 本共同研究の実施に伴い乙に属する研究担当者が単独で発明を行ったときは、当該発明に係る特許権等は乙又は乙が属する研究担当者に帰属するものとする。

4 本共同研究の実施に伴い甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が共同で発明を行い、当該発明に係る特許権等を甲及び乙が承継したときは、当該特許権等は甲及び乙の共有とする。この場合、当該特許権等に係る甲及び乙の持分等を協議して定め、別途締結する共同出願契約に従って出願等を行うものとする。

5 甲又は乙は、本共同研究の実施に伴い生じた発明に係る特許権等が相手方に属する研究担当者と共有することになった場合には、当該研究担当者と協議のうえ、別途その取り扱いを定めるものとする。

6 本共同研究の実施に伴い生じた考案、意匠、植物の新品種、実験データ、プロトコル、成果有体物、著作物及びノウハウ等に係る権利の帰属は、特許権等の帰属に準じて取り扱うものとする。

(情報の提供・開示)

第 11 条 甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報・資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、第三者との契約に基づき開示できないものについては、この限りでない。

(秘密の保持)

第 12 条 甲及び乙は、本契約締結の事実及び内容、並びに前条の規定により提供又は開示を受けた情報若しくは本共同研究の遂行中に知り得た相手方の技術上及び経営上の一切の秘密を保持するよう適切な措置を講ずるものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、第三者に開示及び漏洩してはならず、かつ本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 相手側から知得する以前に、既に自己が保有していたことを証明できるもの
- (2) 相手側から知得する以前に、既に公知となっているもの
- (3) 相手側から知得した後に、自己の責に帰し得ない理由により公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
- (5) 相手側から開示された情報によることなく独自に開発・取得したことを証明できるもの

2 前項の規定は、本共同研究終了後も○年間に有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(研究成果の公表)

第 13 条 本共同研究による研究成果（以下、「本研究成果」という。）は、前条に規定する秘密保持の義務を遵守したうえで、原則として公表するものとする。ただし、公表の内容・時期・方法等については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

2 甲及び乙は、本研究成果の公表を行おうとするときは、その内容を書面にて相手方に事前に通知しなければならない。また、相手方の書面による事前の同意を得ることにより、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。

3 前項の通知しなければならない期間は、本共同研究の完了後の翌日から起算して○年間とする。ただし、甲乙協議のうえ、この期間を延長又は短縮することができる。

(契約の解除等)

第 14 条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方にその是正を書面で催告し、催告後 30 日以内に相手方がこれを是正しないときは、本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき。
- (2) 相手方が本契約に違反したとき。

2 甲及び乙は、自己の都合により本契約を解除又は変更しようとするときは、解除又は変更しようとする日の 30 日前までに書面により相手方に通知し、その同意を得なければならない。

(法令遵守)

第 15 条 甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守するものとする。

(契約の有効期間)

第 16 条 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条、第 14 条、第 16 条及びの規定は、当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第 17 条 本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

(合意管轄)

第 18 条 甲及び乙は、本契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各自 1 通を保管するものとする。

年 月 日

(甲) 京都市山科区御陵中内町 5 番地
学校法人京都薬科大学

理事長 ○○ ○○ 印

(乙)

印

別表第1 研究担当者及び研究業務の分担

区分	氏名	所属部局・職名	本研究における役割
甲	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
乙	◎ △△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・
	△△ △△	〇〇・・・・	〇〇・・・・

(注) 研究代表者には氏名に◎を付すこと。

別表第2 甲の施設における研究経費

研究経費	
	円
(うち ①消費税額及び地方消費税額	円)
②直接経費	円)
③間接経費	円)